

—介護に笑顔と安心を！—

介護ウェブ

2017 いのち輝く未来に!!

推進ニュース

2017年12月12日発行 NO. 14



国会行動で議員に直接訴え



日本共産党 高橋千鶴子衆議院議員

12月7日に介護報酬引き上げなどを求めて、国会要請行動を行い、35県連から74名が参加しました。冒頭、日本共産党の高橋千鶴子衆議院議員が情勢報告を行い、安倍政権は十分な検討もなく医療、介護、障害福祉サービスの報酬改定を同時に行おうとしていると批判しました。学習会では全日本民医連林泰則事務局次長が安倍政権は介護保険利用者の重度化防止とした保険者機能の評価をすすめようとしている指摘。利用者の『自立支援』に「成果」をあげた市町村に財政支援を行うという、介護給付費の削減を競わせ仕組み作りだと批判しました。



日本共産党 紙智子参議院議員



日本共産党 辰巳孝太郎参議院議員

参加者からは、「人が足りない。仕事は好きでも低賃金のために、経験を持つ人が辞めていく」、「外国人を短期間の研修で働けるようにする政府案があるが、日本語が理解出来るだけでやっていけるような簡単な現場ではない」など実態と示し、介護従事者の処遇改善を訴えました。応じた議員や秘書に、新たなサービスの削減、利用者負担増をもたらす制度の見直しを実施しない。介護報酬の大幅な

引き上げ・改善なども求める要請書を提出しました。

要請書を手渡し、懇談させていただいた日本共産党の藤野保史衆議院議員からは、後日現場の実態を伝えたことに対して感謝の手紙が届きました。

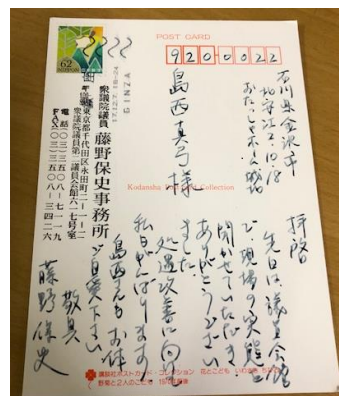
○12.7介護ウェブ国会行動の資料は全日本民医連ホームページ→介護ウェブに掲載しました。

来年1月の通常国会に向けて



日本共産党 藤野保史衆議院議員

国会行動は、国会議員を訪問し、私たちがどのような政治を望んでいるか伝える行動です。デモや集会でアピールしたり、新聞に投書したり、いろいろな機会があります。その中で最も直接的に政治に私たちの声を反映出来る活動が国会行動です。要請文を手渡すことも重要ですが、介護の現場で今どのようなことが起きているのか



、何に困っているのか、早急に見直して欲しい、変えなくてはいけないことを、事例を踏まえて率直に伝えましょう。要請書を手渡すとき、利用者や現場の声をまとめた資料などを一緒に手渡すと効果的です。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（仮称）案等に係るパブリックコメントの開始について

厚生労働省老健局老人保健課事務連絡（平成29年12月4日）

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/saishin/saishin_files/jouhou_612.pdf

12月4日から『指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営基準の一部を改正する省令案のパブリックコメント』が開始されました。通達第ア-661号でお知らせした通り、この中には生活援助の月あたり利用回数に規制を設ける基準案等、重大な内容が含まれています。12月30日が期日になります。給付抑制を広げる改正案に対し、撤回を求める意見を厚労省に集中しましょう。改正する省令案の概略は以下の内容になります。

(1)訪問介護	サービス提供責任者等の役割や任用要件等の明確化 共生型訪問介護の基準設定
(2)定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	オペレーターに係る基準の見直し
	介護・医療連携推進会議の開催頻度の緩和
	地域へのサービス提供の明確化
(3)夜間対応型訪問介護	オペレーターに係る基準の見直し
(4)訪問リハビリテーション	専任の常勤医師の配置の必須化
	介護医療院での提供
(5)居宅療養管理指導	看護職員による居宅療養管理指導の廃止
	離島や中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の実施地域の明記
(6)通所介護	共生型通所介護・共生型地域密着通所介護の指定基準について
(7)療養通所介護	定員数の見直し
(8)認知症対応型通所介護	共生型認知症対応型通所介護の利用定員の見直し
(9)通所リハビリテーション	介護医療院が提供する通所リハビリテーションについて
(11)短期入所療養介護	共生型短期入所生活介護の基準
	介護医療院が提供する短期入所療養介護 有床診療所等が提供する場合の基準緩和
(12)看護小規模多機能型 居宅介護	指定に関する基準の緩和
	サテライト型事業所の創設
(13)福祉用具貸与	機能や価格帯の異なる複数商品の提示等
(14)居宅介護支援	入院時における医療機関との連携促進
	平時からの医療機関との連携促進
	末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメント
	質の高いケアマネジメントの推進(主任ケアマネを管理者要件)
	公正中立ケアマネジメントの確保
	訪問回数の多い利用者への対応(市町村への届け出) 障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携
(15)特定施設入居者生活介護	身体的拘束等の適正化
地域密着型特定入居者生活介護	療養病床等からの転換特例
(16)認知症対応型共同生活介護	身体的拘束等の適正化
(17)介護老人福祉施設	医療ニーズへの対応
地域密着型介護老人福祉施設	身体的拘束等の適正化
(18)介護老人保健施設	身体的拘束等の適正化
(19)介護療養型医療施設	身体的拘束等の適正化

電子政府の総合窓口(パブリックコメント意見提出フォーム)

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495170254&Mode=0>

署名について

12月末日が集約期日になりますので、集めた署名はあますことなく、全日本民医連介護・福祉部宛に送ってください

★国会集中行動で議員と懇談した写真や各地の特徴的な取り組みで記事に載せたいことがありましたら事務局のメール宛に送ってください。

「介護ウェブ推進本部」事務局：小又・東 TEL：03-5842-6451 FAX：03-5842-6460 E-mail：min-kaigo@min-iren.gr.jp